

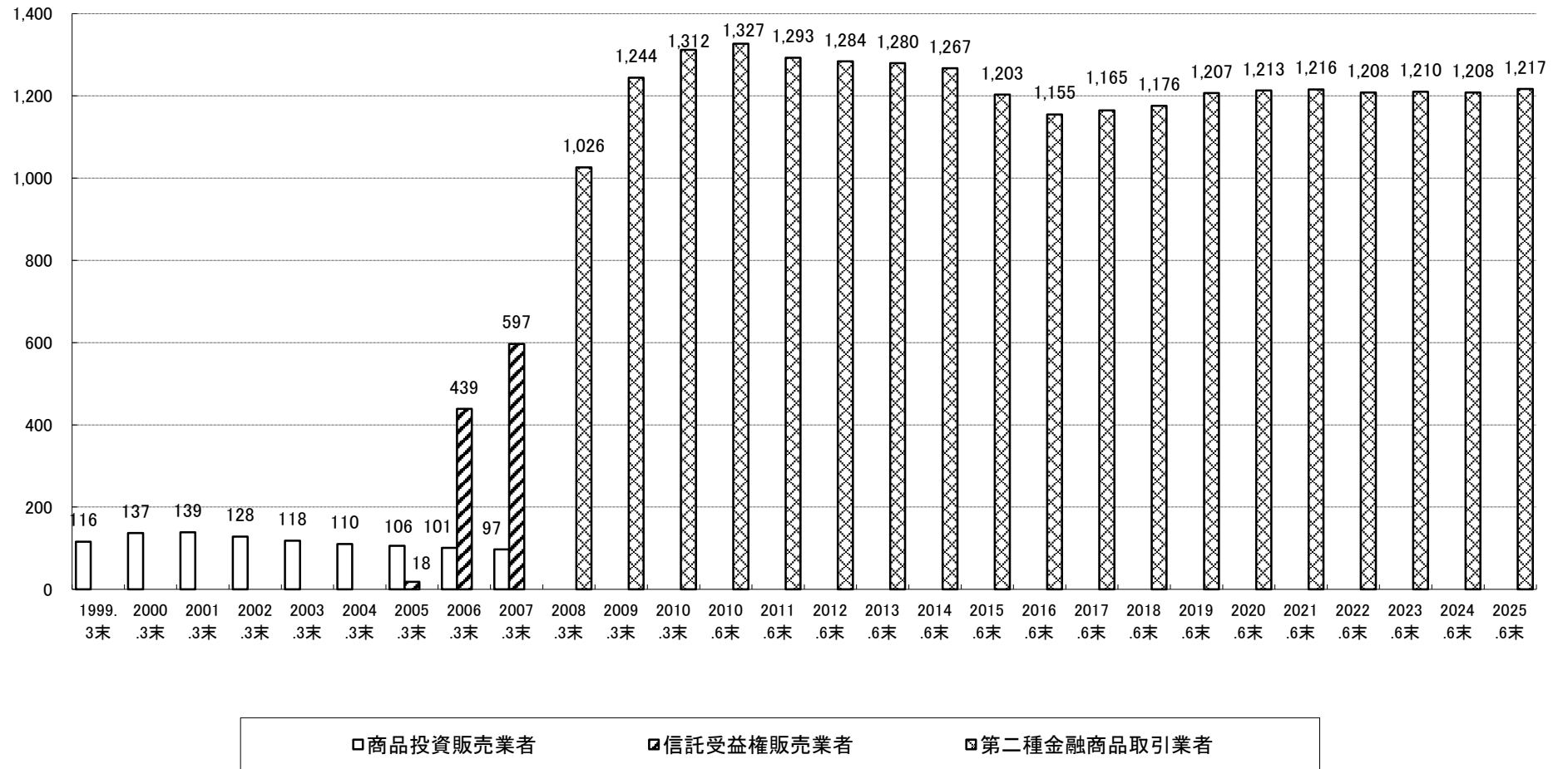
第2節 第二種金融商品取引業

第二種金融商品取引業者の概況（資料1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2025年6月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,217社となっている。

(業者数) 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移



注: 2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。